

## 市が感染拡大市町村に指定されました

☎ 市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（健康づくり推進課）☎ 内線 1221

市内で感染が拡大している状況を受け、取手市は県が独自に指定する感染拡大市町村に指定されました。期間は 5 月 26 日までの 2 週間です。高齢者向けの新型コロナワクチン接種が開始されましたが、多くの方の接種が完了するまでには時間を要します。引き続き感染拡大防止にご協力をお願いします。

### ■指定に伴う要請内容※ 5 月 11 日時点の情報です。

- ▶ 不要不急の外出自粛（他地域との往来は最低限にし、特に 20 時以降は徹底）
- ▶ 飲食店の営業時間短縮  
20 時から翌 5 時までの間の営業自粛（酒類の提供は 19 時まで）
- ▶ 同居家族以外との会食は、いつも近くにいる 4 人まで
- ▶ 出勤者数の削減（テレワークの積極的活用・時差出勤の活用）
- ▶ 催物（イベントなど）の開催制限（上限 5,000 人かつ収容率 50%以下）

### ■営業時間短縮要請に応じた飲食店への協力金

県では営業時間短縮要請への協力店舗に協力金を支給します。  
問い合わせ先：県中小企業課 ☎ 029-301-5393

### ■発熱などの症状に関する相談

かかりつけ医か受診相談センター（かかりつけ医がない場合）へご相談ください。  
受診相談センター

- ▶ 茨城県庁（8:30～22:00、無休）☎ 029-301-3200、ファクス 029-301-6341
- ▶ 竜ヶ崎保健所（平日 9:00～17:00）☎ 62-2161
- ▶ つくばセントラル病院※診療予約はできません。  
（平日 17:30～翌 8:30/土・日曜日、祝日 24 時間）☎ 029-872-1771

## テレワークするあなたを応援します！

☎ 政策推進課 ☎ 内線 1211

テレワークを行う方へ補助制度を新設しました。テレワークを契機として、新たな生活スタイルを始めてみませんか。

また、取手市から離れて働いている方で、これを機に取手市へ帰ってきたいという方も活用できる内容です。

対象期間 6 月 1 日（火）～令和 4 年 1 月 31 日（月）

※契約の時期などの要件や詳細は、市ホームページをご覧ください。



### 補助内容

	対象となる要件	助成額
ホテルのテレワークプランを利用する場合	市内の宿泊施設で宿泊を伴わないテレワークプランを利用すること。市内外の方どなたでも利用可	1 回あたり 最大 2,000 円
住宅を取得した場合	6 月 1 日以降に売買契約を締結し、1 月 31 日までに登記および転入手続きを終えること	最大 50 万円
住宅を借りた場合	6 月 1 日以降に賃貸借契約を締結し、申請時に転入手続きを終えること	月最大 2 万円 (令和 4 年 1 月 31 日分まで)

※県外や市外から移住し住宅を取得するなど、所定の要件を満たすことで他の制度との併用により、最大 200 万円の補助を受けられる場合があります。

## 移動サービス有償ボランティアを募集しています

☎ (社福) 市社会福祉協議会 ☎ 70-5221

高齢者や障害者など、一人では外出することが困難な方を対象に、閉じこもり防止のため、ボランティアが車両で利用者宅から病院などの目的地まで、ドア・ツー・ドアで送迎する活動（福祉有償運送）を行っています。現在、担い手となるボランティアが不足しています。ご協力をお願いします。

### ボランティアとして活動している方と利用している方の声



NPO 法人活きる阿部洋子さん

高齢者や障害のある方にとって、外出をサポートしてくれる「移送サービス」はなくてはならない事業です。おとしの受講から、月 5～6 回の運転ボランティアをして 1 年になります。所属する団体は 20 人中 5 人の女性ボランティアが所属しており、和気あいあいと活動しています。そのため、女性の利用者からは大変喜ばれていることが特徴です。不安を安心に変えるこの事業が末永く存続するためにも、多くのボランティアの皆さんの受講と活躍をお待ちしています。

膝痛のため、市のコミュニティバスを利用して病院で受診していましたが、自宅からバス停までの距離が遠く、坂道が多いので徒歩での通院が難しくなり、ケアマネジャーさんの勧めで、お願いすることになりました。タクシーよりも安価で自宅の前から病院の入口まで送迎していただけるのは本当にありがたいです。運転手さんの「乗せてやる」という気配を少しも感じず、自然な態度には感動以外ありません。



水彩館の移送サービスを利用している久保田さんご夫婦

### ◆運転ボランティアに関する Q & A

Q：必要な資格はありますか？

A：移動サービス運転認定講習会を受講する必要があります。毎年開催していますので受講をお願いします。（以下参照）

Q：ボランティアということは無償ですか？

A：謝金があります。

Q：車はどのように用意するのですか？

A：各団体によって、ボランティア所有のものか団体所有の車両を使用します。

### ◆各団体の問い合わせ先

ボランティアに関する詳細は各団体へお問い合わせください

- ・ NPO 法人活きる ☎ 73-8361（平日 10:00～15:00）
- ・ 藤代なごみの郷 ☎ 82-7530（平日 9:00～17:00）
- ・ (社福) 市社会福祉協議会 ☎ 70-5221（平日 8:30～17:15）
- ・ 水彩館 ☎ 77-1317（平日 9:00～17:00）

### 移動サービス運転認定講習会を開催します

☎ (社福) 市社会福祉協議会 ☎ 70-5221

運転ボランティアとして活動するためには、国土交通大臣が認定する移動サービス運転認定講習会（福祉有償運送講習・セダン等運転講習会）の受講が必要です。初めての方でも無理なく参加できます。

講習日	6 月 19 日（土）、20 日（日）各 9:30～16:00 ※両日とも出席することが必須です。
講習場所	福祉交流センター（市役所敷地内）
対象	普通自動車 1 種免許以上を所持する 67 歳以下の方
定員	12 人
費用	4,000 円
申込	参加申込書に記入し、参加費と合わせて提出
申込書配布場所	窓口か市社会福祉協議会ホームページ
締切	6 月 9 日（水）